

特許法条約をここに公布する。

条約

御名 御璽

平成二十八年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

条約第四号

特許法条約

目次

- 第一条 略称
 - 第二条 一般原則
 - 第三条 この条約が適用される出願及び特許
 - 第四条 安全保障のための例外
 - 第五条 出願日
 - 第六条 出願
 - 第七条 代理
 - 第八条 書類及び宛先
 - 第九条 通知
 - 第十条 特許の有効性及び取消し
 - 第十一条 期間に関する救済
 - 第十二条 相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復
 - 第十三条 優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復
 - 第十四条 規則
 - 第十五条 パリ条約との関係
 - 第十六条 特許協力条約の改正、修正及び変更の効果
 - 第十七条 総会
 - 第十八条 国際事務局
 - 第十九条 改正
 - 第二十条 締約国となるための手続
 - 第二十一条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日
 - 第二十二条 既存の出願及び特許についてのこの条約の適用
 - 第二十三条 留保
 - 第二十四条 この条約の廃棄
 - 第二十五条 この条約の言語
 - 第二十六条 この条約の署名
 - 第二十七条 寄託者及び登録
 - 第一条 略称
- この条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、
- (i) 「官庁」とは、特許を与える任務その他のこの条約の対象となる事項に関する任務を有する締約国の当局をいう。
 - (ii) 「出願」とは、第三条に規定する特許を求める出願をいう。
 - (iii) 「特許」とは、第三条に規定する特許をいう。

- (iv) 「者」というときは、特に自然人及び法人を含めていうものとする。
 - (v) 「書類」とは、この条約に基づく手続に関するものであるか否かを問わず、出願又は申請、申立て、文書、通信その他の出願若しくは特許に関する情報であつて、官庁に提出されるものをいう。
 - (vi) 「官庁の記録」とは、官庁若しくは他の当局にされた出願又は当該官庁若しくは他の当局によって与えられた特許であつて関係締約国について効力を有するものに関する情報及びそれらを含む情報が集積したものであつて、当該官庁が保管するものをいい、当該情報が保管される媒体のいかんを問わない。
 - (vii) 「記録する」とは、官庁の記録に情報を含める行為をいう。
 - (viii) 「出願人」とは、関係法令に従い、特許を出願する者又は出願をし、若しくはその手続を行う他の者として、官庁の記録に表示されている者をいう。
 - (ix) 「権利者」とは、特許権者として官庁の記録に表示されている者をいう。
 - (x) 「代理人」とは、関係法令に基づく代理人をいう。
 - (xi) 「署名」とは、書類を提出した者を特定する方法をいう。
 - (xii) 「自国の官庁が認める言語」とは、自国の官庁に対する手続であつて関連するもののために当該官庁が認めるいづれかの言語をいう。
 - (xiii) 「翻訳文」とは、自国の官庁が認める言語への翻訳又は適当な場合には当該官庁が認めるアルファベット若しくは文字列への音訳をいう。
 - (xiv) 「自国の官庁に対する手続」とは、出願又は特許に関し、自国の官庁に対して行われる手続をいう。
 - (xv) 文脈により別に解釈される場合を除くほか、単数で表現される語は複数、複数で表現される語は単数を含むものとし、男性人称代名詞は、女性人称代名詞を含む。
 - (xvi) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日に署名され、その後改正され、及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。
 - (xvii) 「特許協力条約」とは、千九百七十年六月十九日に署名された特許協力条約並びに同条約に基づく規則及び実施細則であつて、その後改正され、修正され、及び変更されたものをいう。
 - (xviii) 「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。
 - (xix) 「関係法令」とは、締約国が国である場合にはその国の法令、締約国が政府間機関である場合にはその政府間機関の活動に適用される法規をいう。
 - (xx) 「批准書」は、受諾書又は承認書を含めていうものとする。
 - (xxi) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。
 - (xxii) 「国際事務局」とは、機関の国際事務局をいう。
 - (xxiii) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。
- 第二条 一般原則
- 「より有利な要件」
- 締約国は、第五条の規定を除くほか、この条約及びこの条約に基づく規則（以下「規則」という。）に定める要件よりも出願人及び権利者の立場からみてより有利な要件を定めることができる。
- 「実体的な特許法令を規律しないこと」
- この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が特許に関する実体的な関係法令に係る要件を定める自由を制限するものと解してはならない。
- 第三条 この条約が適用される出願及び特許
- 「出願」
- (a) この条約及び規則は、締約国の官庁に対して又は当該官庁についてする次の特許及び追加特許の国内出願及び広域出願について適用する。
 - (i) 特許協力条約による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願
 - (ii) (i)に規定する特許又は追加特許の出願を分割した出願（パリ条約第四条G(1)又は(2)に規定されるもの）